

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2010.8.2(月)
No.172

根拠不明！「授業日数205日以上」は凍結を拙速すぎる！

5月21日、桐淵教育長は定例記者会見で来年度から授業日数を現行より7日増やして205日以上とすることを発表しました。市教組は、「教職員の労働条件にかかわること」「なぜ日数増なのかの説明がされていない」「子どもたちと家庭生活への影響はないのか」等、多くの問題があり、拙速な長期休業日の短縮による授業日数増に反対を表明してまいりました。市教委は7月13日の教育委員会会議で、学校管理規則を改定し15日公布しました。施行は来年の4月1日です。

26日の組合と教育委員会との団体交渉前の改定に断固抗議すると共に、凍結を含め、実施延期を強く求めるものです。

2011年4月からの学習指導要領の本格実施を控え、5月21日、桐淵教育長は定例記者会見で「2011年度から授業日数を205日以上にする」ことを発表しました。現場教職員はもとより市民にも意見を求めることなく決めることに強い憤りを禁じ得ません。

市教組は、授業日数205日問題で、7月8日と26日の2回にわたって市教委と団体交渉を行いました。

【組合】
いつ、どこで、授業日数を増やすことを決めたのか。

すでに学校は行事等を精選してきた。授業時数を確保している学校はあり。205日以上にする理由はなにか。授業日が増えた場合、現行の週授業時数は減るのか。

【市教委】
「新教育課程に係る学校教育の在り方検討委員会」等で検討してきた。学校によってはプラス30時間の学校もあるが、マイナス30時間の学校もある。とくに中学3年は厳しい。小学1年で68時間、2年で70時間、3年以上と中学で35時間増える。授業時数を確保する

ために授業日を増やす。授業日数を増やすことにより、週あたり授業時数を減らすことが可能となる。各校の校長が決めること。

すでに学習指導要領の完全実施を前提に、各校では様々な工夫をしい

ます。学校行事は精選されました。厳しい中ですが余裕時数を生み出しています。

では市教委は所管する行事等で廃止したり、縮小するものがあるのでしょうか。まったく行っていない。委嘱研究、指定研究等は減るのでしょうか。中学校では部活の大会、小学校では駅伝大会、バスケット大会、サッカー大会、水泳大会等々は廃止、縮小しないのでしょうか。

うか。中学3年が一番大変と市教委は言いました。しかし2012年度の高校入試から試験が一本化され3月初旬に受検することになります。現在の前期入試から2週間遅くなり、授業日数が増えます。給食日が増えるのでしょうか。給食回数が増えれば給食費の増額が考えられます。それとも弁当持参なのでしょうか。短縮授業の日が増えるのでしょうか。学期末の

仕事は勤務時間内に行うのでしょうか。教育課程研究協議会や体育実技伝達講習会がお盆直前までであるのでしょうか。

各種少年団の夏休み中の合宿やキャンプは実施できるのででしょうか。多方面に影響することをパブリックコメントも求めずに強行するのは絶対に認められません。市教組は、「改正」された小・中学校管理規則の凍結を強く求めます。

改正前の学校管理規則

- 第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。
- (1) ~ (3) 略
 - (4) 開校記念日
 - (5) 略
 - (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (8) 略
 - (9) 略

2. 校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ委員会に届け出るものとする。
3. 略

一部改正後の学校管理規則

- 第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。
- (1) ~ (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間で校長が定める日
 - (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日までの間で校長が定める日
 - (7) 略
 - (8) 略
2. 校長は、前項第5号、第6号又は第8号の規定により休業日を決めるときは、あらかじめ委員会と協議し、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が、原則として205日以上になるように定めなければならない。
3. 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休業日を授業日にすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業についてはあらかじめ委員会に届け出るものとする。
- (1) 前項の規定により、授業日を確保するために必要があるとき。
 - (2) 特定の期間に授業を行うことにより、効果的な教育を実施することができるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があるとき。